

アスポート学習支援員事業とは

家庭訪問

対象世帯を訪問し、教育相談・進路相談

- 家庭環境を把握
- 勉強や生活習慣の悩みを聞く
- 支援員と子ども・保護者との関係づくり

学習意欲を高めるために、子どもたちを学習教室につなげる。

学習教室

「わかる楽しさ」が実感できる学習環境

- 「学ぶ」ことで広がる世界、
- 子どもの良さを引き出す居場所
- 支援員やボランティアによるマンツーマン指導

子どもたち一人ひとりに合わせた学習支援に取り組む。



特別養護老人ホームをお借りして学習教室



なんでも質問できる学習教室



大学生ボランティアが丁寧に個別指導

校門の外で私たちが取り組んでいること

(1) 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮世帯への生活・学習支援事業

(2) 埼玉県（23町村）及び24市からの「委託事業」で、費用は全額、国と埼玉県及び各市

(3) 事業内容

- ① 学習教室の運営（106教室、小・中・高校生1800名、ほぼ、マンツーマン指導、無料、大学生ボランティア・元教員・社会人950名ほど）
- ② 家庭訪問（1900世帯）
- ③ 学習教室での食事提供、体験、イベント（23教室、子ども食堂の方々の協力で毎週500食程度）
- ④ 教育委員会、学校、SSW,民生委員、大学、農協・フードバンク・子ども食堂、企業（食材・会場提供など）社会福祉協議会などとの連携
- ⑤ 支援対象は生活保護世帯、ひとり親世帯、就学援助世帯など

学習・生活支援事業の必然性

(1) 子どもの7人に1人が貧困状態で生活、貧困の連鎖が大きな社会的問題

2013年子どもの貧困対策法制定

(2) 貧困状態で暮らす子どもが抱える困難、不利益、不平等

①ひとり親80% ②親が障害、疾患15% ③極端な低学力小4のテスト平均40点、5点以下17% ④不登校24% ④高校進学率（特に全日制進学率68%/93%平均） ④いじめ被害 ⑤ 学びに向かう力 ⑥ 大人からの支え ⑦ 孤立 ⑧ ヤングケアラー23% ⑨朝食を食べない3割

(3) 「貧困」は親と子供の自己責任とはいえない現実

- ① 経済的・精神的余裕がない世帯の生活の厳しさ
- ② 今支援しているのは、貧困の連鎖3世代目、4世代目

学校での授業・活動に参加できる条件

- ① 身だしなみが整っている
- ② 宿題、連絡帳の課題が準備できている
- ③ 朝ごはんを食べている
- ④ 「行ってらっしゃい」と言ってくれる保護者がいる

子どもたちが学習教室に通う理由

- (1) わからないことをわからないといってもいい場だから
 - ① 質問する力は「生きる力」につながる

- (2) となりに教えてくれる大人や大学生がいるから
 - ① 信頼できる、自分を大切にしてくれる大人の発見は子どもたちの希望
 - ② 大切にしてくれる実感は自分を大切にする思いに変容する

- (3) 勉強ができなくても馬鹿にされない、比較されないから
 - ① 一人の人間として認めてくれる。敬意は敬意として返ってくる

- (4) 問題の意味がわかったり、解けたりする「快感」
 - ① うれしいし、少し自分が変わったと実感できる、住む世界が広がる、見通しがよくなるー学びに向かう力

- (5) 仲間がいるから

- (6) 無料だから

学ぶことで広がる世界

- 学習「能力」とは学ぶ意欲
 - 「霧が晴れた」「見晴らしがよくなった」
- 遊び・イベント「トラブル」・・・で育つ個性、人柄、社会性
- 「人の役に立つこと」「他人の役にたてて、感謝させることは楽しい」という成功体験
- 人間は自己利益を排他的に追求できるときでなく、自分が「人の役にたっている」と思えた時にその潜在能力を爆発的に開花させる

- できるだけ子ども自身に決めさせる、解決させる
 - 大人が操作しない
- 大人に頼る
 - しかし、自立には大人の援助（踏み台）が必ず必要
- よって、常に相反する矛盾の中でしか生きられない。
- ➡ 依存しながら自立する

子どもの最善の利益とは

- (1) 令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書
 - ①授業が分からない 貧困層24% その他層7.3% 3.3倍
 - ②誰にも相談できない 貧困層12.8% その他層7% 1.8倍
- (2) 阿部彩の定義「社会の中のどのような人も、それ以下であるべきではない生活水準、そのことを社会として許すべきではない、という基準」
- (3) 子どもの最善の利益
 - ①基本的人権としての「生存権」
 - ②学ぶ権利
 - ③人生の前半における社会保障

大人が家まで行って子どもの声を聴くことーわざわざ来てくれた